

江戸川区新型コロナウイルス感染症の患者発生の 公表についての考え方

令和2年3月6日
江戸川区

1. 公表の目的

江戸川区における感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にし、区民の安全・安心を確保するため、発生状況等の情報を公表する。

2. 公表の考え方

- ① 感染症法第16条第1項に基づき、江戸川区内で感染を確認した場合は、感染症に係る発生状況等について、原則として公表する。
- ② 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともに、感染者等の特定による偏見・差別、事業者等の風評被害等が生じることのないよう個人情報やプライバシーの保護に十分に配慮する。
- ③ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に本人の同意が得られず、或いは、公表することでプライバシーや事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、公表内容のうち全部或いは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の必要性があると判断した場合には、本人の意向にかかわらず公表する。

3. 公表内容

感染者の接触状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、感染者の特定に至らない範囲で、以下の情報のうち必要な情報を公表する。

①感染者情報

例) 年代、性別、発症日時、居住地（区内・区外）

②感染源との接触歴に関わる情報

例) 感染源と思われる接触の有無

③感染者の行動歴等の情報

例) 不特定多数と接触する場所 (利用施設等)

④集団感染等が確認された場合の施設等情報

⑤公衆衛生上の対策

(*) 感染症法・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことをいう。